

第2指定避難所

避難所開設アクションカード 【初動期避難所開設】

自主防災組織・避難所要員向け

- 1 「アクションカード」とは...
緊急時において、自分が何をして良いか分からなくなることを防ぐ
「パニックの防止」と「最初の一步の揭示」をする道具である。
- 2 「避難所開設アクションカード」とは...
“避難所の開設”までをまとめた、「豊橋市避難所運営マニュアル」
「感染症を考慮した避難所開設ガイドライン」に基づく活動の指示書である。
- 3 活用基準
主に大規模地震発生時に使用するが、風水害(大雨・洪水・台風)等の場合も使用する。
- 4 活用方法
避難所開設まで: 「避難所アクションカード」を活用
避難所開設後: 豊橋市避難所運営マニュアル及び
感染症を考慮した避難所開設ガイドラインを活用

令和3年3月(随時改定)

豊橋市

建物の安全確認

◆建物の安全確認が済むまでは危険なので、避難者には中に入ることができないことを伝え、屋外の安全な場所（校庭等）で待機させる。

◆建物の安全確認は、2人以上で一定の距離をあけて実施する。

ア. 建物周辺の確認

- ☐ 火災が発生している。
- ☐ 建物が浸水している。
- ☐ 建物全体が沈下している。
- ☐ ガスくさい。（ガス漏れしている。）

【チェックボックス☑の取り扱い】

1つでも 2-2～2-6 で☑があれば、
危険なので、施設は使用しない

⇒ 災害対策本部に連絡

- ◆ 屋内に避難所利用者がいる場合は、屋外の安全な場所へ誘導する。
- ◆ ロープなどを使い、建物内へ立ち入らせないようにする。
- ◆ 災害対策本部に避難所が使用できないことを連絡する。
- ◆ 住民が施設に立ち入らないように注意する。

イ. 上記アで1つも☑が入らない場合

建物の詳細な安全確認をする必要がある

⇒ 2-3～2-6へ

ウ. 余震等が発生した場合は、その都度安全確認を実施せよ！
再確認においても、上記アから実施せよ！

2-3 開設準備（建物の安全確認）

次のことを2人以上で一定の距離をあけて実施せよ
1つでも☑がつけば、調査を終了せよ

一見して危険と判定される

☐建築物全体又は一部の崩落・落階がある



☐基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれがある



☐建築物全体又は一部の著しい傾斜がある



☐火災が発生している

2-4 開設準備（建物の安全確認）

次のことを2人以上で一定の距離をあけて実施せよ
1つでも☑がつけば、危険と判定し調査を終了せよ

全体の状況に関する点検項目

☐隣接する建物や周辺地盤による破壊の危険性（崖崩れなど）がある



☐建物が多少なりとも傾斜している
☐床が一部傾いたり抜けたりしている



鉄筋コンクリート造の部位別 点検項目

☐ひび割れが生じ、コンクリートがはがれ落ちて鉄筋が見える
☐壁に大きな斜めのひび割れが生じ、鉄筋が見える



2-5 開設準備（建物の安全確認）

次のことを2人以上で一定の距離をあけて実施せよ
1つでも☑がつけば、危険と判定し調査を終了せよ

鉄骨造の部位別 点検項目

- 柱や梁の一部が大きく曲がっている
- 筋交いにたわんでいるもの、あるいは破断しているものがある



- 接合部が一部破断している、接合部に亀裂が発生している
- 柱の根元が部分的にでも破損している



木造の部位別 点検項目

- 塗り壁（モルタルやしっくい壁等）に大きな亀裂や剥がれ落がある



- 壁の建材（ボードやパネル）が破壊、破損している



2-6

開設準備（建物の安全確認）

次のことを2人以上で一定の距離をあけて実施せよ
1つでも☑がつけば、危険と判定し調査を終了せよ

天井に関する点検項目

- ☐ 一部でも落下または落下しそうな状態である
- ☐ 周囲または段差に破損がある
- ☐ 部分的にずれている



建物廻りに関する点検項目

- ☐ 看板、設備機器などが、傾斜し落下の恐れがある
- ☐ 外部階段が傾斜、破損している



【2-2～2-6で1つも☑が入らない場合】
災害対策本部に点検結果を報告すると
ともに、避難所開設へ ⇒ 3-1へ

3-1

避難所を開錠後、避難所開設BOXを入手せよ

避難所開設BOXの入手

☐避難所開設BOXの中身を確認する

BOX入手後は4-1~4-3受付の設置、5-1~5-2スペースの区切りの作業は、各グループに分かれ、可能な限り同時に行う

3-2 避難所の開設

避難所を開錠後、避難所開設BOXを入手せよ

避難所開設BOXの入手

避難所開設BOX内資機材一覧

物 資	
物品名	数量
非接触型の体温計	1 台
接触型の体温計	1 本
マスク	2 箱
フェイスシールド	2 0 枚
アルコール消毒液	4 本
ビニール手袋	2 0 0 枚
避難所運営マニュアル	1 冊
感染症を考慮した避難所開設ガイドライン	1 冊
避難所利用者登録票	1 0 0 枚
受付時健康状態チェックリスト	1 0 0 枚
健康状態チェックシート	1 0 0 枚
筆記用具（ボールペン）	1 0 本
避難所でのお知らせ絵カード	一式
避難所ピクトグラム	一式
ビブス	5 枚
ラミネート各種（受付看板・感染症啓発チラシ等）	裏面参照
施設利用計画	1 枚
養生テープ	2 個
マジックペン（赤・黒）	各 1 本
ビニールシート	約 2 0 m

※ボックス内に非接触型の体温計がない場合は、各施設の事務所、保健室等で使用している可能性があります。

ラミネート各種一覧

運営本部 ……1枚

事前受付 ……2枚

総合受付 ……2枚

専用スペース受付 ……2枚

立入禁止 ……5枚

矢印マーク ……5枚

入口・出口 ……各2枚

専用スペース……2枚

足跡マーク ……10枚

2m間隔 ……5枚

予防対策(啓発用) ……2枚

4-1

避難所開設（受付の設置）

BOX内の避難所運営マニュアル及び感染症を考慮した避難所開設ガイドライン、施設利用計画を参考に受付を設置せよ

①事前受付の設置

ア. 設置手順

- | | |
|---|----------------------------------|
| ①避難所入口の外に事前受付を行う場所を決定し、机・いすを設置する | チェック
☐ |
| ②間隔（2 m）を空けて並ぶ際の位置をテープなどで指定し、啓発チラシ等を掲示する | チェック
☐ |
| ③机上にマスク、消毒液、体温計、筆記用具、受付時健康状態チェックリストをセットする | チェック
☐ |
| ④受付実施者はマスクを装着し、必要に応じてビニール手袋、フェイスシールドを装着する | チェック
☐ |

イ. 事前受付で行うこと

- ①避難者にマスクの装着、手指の消毒を徹底させる
- ②非接触型の体温計による検温及び健康状態チェックリストにより問診を実施
- ③発熱者や体調不良者を専用スペースへ誘導
体調に問題のない方は総合受付へ誘導

ウ. 使用するもの

- | | | | |
|------------------------------------|---|--------------------------------|-----------------------------------|
| ☐ 机・いす | ☐ マスク | ☐ 消毒液 | ☐ フェイスシールド |
| ☐ 非接触型体温計 | ☐ ビニール手袋 | ☐ 筆記用具 | |
| ☐ 避難所利用者登録票 | ☐ 受付時健康状態チェックリスト | | |
| ☐ 受付看板 | ☐ 各種啓発用チラシ | ☐ 養生テープ | |
| ☐ 足跡マーク | | | |

4-2

避難所開設（受付の設置）

BOX内の避難所運営マニュアル及び感染症を考慮した避難所開設ガイドライン、施設利用計画を参考に受付を設置せよ

②総合受付の設置

ア. 設置手順

- | | |
|---|----------------------------------|
| ①避難所入口に総合受付を行う場所を決定し、机・いすを設置する | チェック
☐ |
| ②受付者と避難者との間に仕切り板を設置し、啓発チラシ等を掲示する | チェック
☐ |
| ③机上に消毒液、筆記用具、避難所利用者登録票をセットする | チェック
☐ |
| ④受付実施者はマスクを装着し、必要に応じてビニール手袋、フェイスシールドを装着する | チェック
☐ |

イ. 総合受付で行うこと

- ①避難所利用者登録票の記入及び名簿の管理
- ②避難者を居住スペースへ誘導

ウ. 使用するもの

- | | | | |
|-----------------------------------|--|-------------------------------|-----------------------------------|
| ☐ 机・いす | ☐ マスク | ☐ 消毒液 | ☐ フェイスシールド |
| ☐ ビニール手袋 | ☐ 仕切り板（パーテーション） | | |
| ☐ 筆記用具 | ☐ 避難所利用者登録票 | ☐ 受付看板 | |
| ☐ 各種啓発用チラシ | ☐ 養生テープ | | |

4-3

避難所開設（受付の設置）

BOX内の避難所運営マニュアル及び感染症を考慮した避難所開設ガイドライン、施設利用計画を参考に受付を設置せよ

③専用スペース受付の設置

ア. 設置手順

- | | |
|---|----------------------------------|
| ①専用スペース入口の外に受付を行う場所を決定し、机・いすを設置する | チェック
☐ |
| ②受付者と避難者との間に仕切り板を設置し、啓発チラシ等を掲示する | チェック
☐ |
| ③机上に消毒液、接触型の体温計、筆記用具、避難所利用者登録票をセットする | チェック
☐ |
| ④受付実施者はマスクを装着し、必要に応じてビニール手袋、フェイスシールドを装着する | チェック
☐ |

イ. 専用スペース受付で行うこと

- ①接触型の体温計により腋窩（脇の下）で正確な体温測定を行う
- ①避難所利用者登録票の記入及び名簿の管理
- ②避難者を専用スペースへ誘導

ウ. 使用するもの

- | | | | |
|---------------------------------|--|------------------------------------|-----------------------------------|
| ☐ 机・いす | ☐ マスク | ☐ 消毒液 | ☐ フェイスシールド |
| ☐ ビニール手袋 | ☐ 仕切り板（パーティション） | | |
| ☐ 接触型体温計 | ☐ 筆記用具 | ☐ 避難所利用者登録票 | |
| ☐ 受付看板 | ☐ 各種啓発用チラシ | ☐ 養生テープ | |

5-1 避難所開設（スペースの区分け）

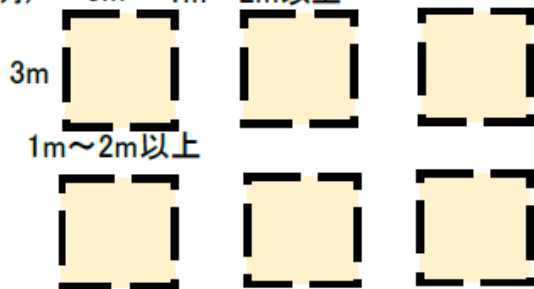
BOX内の避難所運営マニュアル及び感染症を考慮した避難所開設ガイドライン、施設利用計画を参考に居住スペースを設置せよ

①居住スペースの区分け

- ◆居住スペースに、通路などを指定し、スムーズな受入れができるように、スペースの区分けを行う
- ◆養生テープ・ガムテープなどを用いて地域（町）別要配慮の状況等を考慮して区分けを行う。事前に決められた配置があればそれに沿った区分けを行う
- ◆感染症を考慮し、家族間の距離、通路幅を1～2m以上確保する

テープ等による区画表示

(例) 3m 1m～2m以上



○一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する

○家族間の距離を1m以上あける

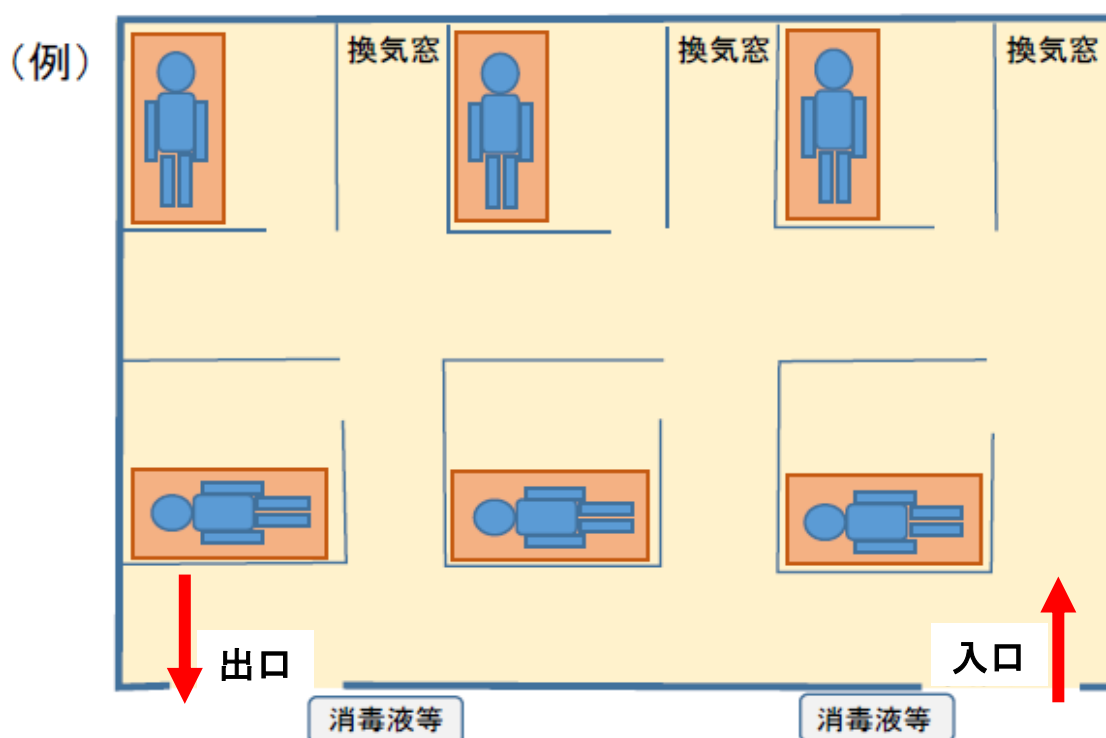
※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

5-2 避難所開設（スペースの区分け）

BOX内の避難所運営マニュアル及び感染症を考慮した避難所開設ガイドライン、施設利用計画を参考に居住スペースを設置せよ

②専用スペースの確保

- ◆発熱・体調不良の方の専用スペースは可能な限り個室を確保する。個室が確保できない場合はビニールシート、テント等を活用し、スペースを仕切る
- ◆専用スペースと一般の居住スペースの間に境界線を設け、接触防止を徹底する
- ◆可能な限り出入口、トイレ、手洗い場は分け、体調不良の方と健康な方の動線が交わらないよう徹底する
- ◆出入口は一方通行とする



設備の確認

設備	確認項目	使えない場合の対応
電気	☐ 電灯はつくか ☐ 電気器機から異音・異臭はしないか、水に浸かった形跡はないか	☐ 発電機や照明等を設置 ☐ 異常のある電気器具は使用しない
水道	☐ 水は出るか ☐ 濁り・異臭はないか ☐ 漏水していないか	☐ 飲料水の備蓄の確認 ☐ プール水など生活用水として利用できる水の確保
電話	☐ 通話できるか ☐ F A Xが使えるか ☐ メールは使えるか ☐ インターネットはつながるか	☐ 他の伝達手段（携帯、自転車など）を確認
放送	☐ 放送設備は使えるか ☐ 無線は使えるか	☐ 拡声器、メガホンなどを活用
トイレ	☐ 室内は安全か（落下物など危険はないか） ☐ 便器は使用可能か（破損はないか） ☐ 下水は流れるか ☐ 水（上水）は出るか。または、周辺は断水していないか	☐ 便器等が破損しているような場合は、使用禁止とし、災害用のトイレを設置する ☐ プール、河川の水を汲み置きして排泄後に流す。トイレットペーパーは流さず、ゴミ袋に集めて処分する
	⇒ 7-1 災害時のトイレ対策へ	

6-2

避難所開設（立ち入り禁止エリア）

立ち入り禁止エリアの選定

- ◆危険な場所や避難所として利用できない場所を立入禁止にする
→出入口をロープ、ガムテープ、看板等で封鎖するなど

＜避難者の受け入れや立ち入りを制限する場所の例＞

指定区分	場所の例	理由
立入禁止	安全点検で「危険」や「要注意」と判断した場所	余震などによる二次災害の防止
立ち入りを制限	事務室、施設管理者の部屋など	個人情報あり 施設の本来業務を再開する拠点となる
	医務室、給湯室、倉庫など	避難所運営に利用
	屋外の一部	自衛隊など、外からの救援者が利用する可能性あり
占有禁止	玄関、廊下、通路、階段 トイレなど	共有空間 避難経路の確保

7-1

災害時のトイレ対策

施設のトイレを確認

1. 施設のトイレをチェック

☐ 室内が安全ではない
(落下物など危険個所がある)

☐ 便器が使用可能な状態ではない
(便座やタンクなどが破損している)

1つでも☑があれば、
**施設のトイレは
使用しない！**
→災害用トイレを設置
(簡易トイレなど)

☐ 下水が流れない
・排水管から漏水する
・汚水マスやマンホールからあふれる
・上階から水を流すと下の階のトイレ
からあふれる

☑でも、簡易トイレ
(便器にビニル袋を付け、
使用の度に取り換える)
として対応することも
可能。

☐ 水(上水)が出ない、または周辺
が断水している

☑なら、2へ

すべての項目でチェックがなければ(安全で、
上下水も使用可能)、施設のトイレを使用する

2. 水の確保

☐ 近くにプールや河川があり、
トイレの水(流し用*)として
使用できる。

※手洗いには使わないこと

水が確保できなくても、
簡易トイレ(便器にビ
ニル袋を付け、使用の
度に取り換える)とし
て対応することも可能。

水が確保できれば、バケツなどに汲み置きして施設のト
イレを使用する

7-2

災害時のトイレ対策

簡易トイレの設置

1. 簡易トイレの組み立て手順

- ① 簡易トイレを用意する ② 中身を取り出す ③ 上枠を持ち上げる



- ④ 便座を開き、側板を
しっかりはめ込む



- ⑤ 簡易テントを組み立て
テント内に設置する



2. 凝固・衛生袋をセットする

- ① セットを用意する



- ② 専用受けパックを便座等に取り付ける



- ③ 袋を便座にかぶせ、高分子
吸収シートをセットする



- ④ 使用後に強力脱臭剤（凝固剤）
を入れる



※専用受けパックは一度セットすれば何回も使用可能
※1セット（吸収シートと凝固剤）の併用で5～8回使用可能
※使用した紙等は、多目的雑袋など便とは別の袋で処理する。

避難者の受け入れ、避難者名簿の作成

- ①避難所の開設準備が整い次第、校庭等に待機してもらっていた避難者を事前受付へ誘導する
- ②受付で記入してもらった避難所利用者登録票をもとに、避難所利用者の人数や世帯数を把握する

以降の避難所の運営については「豊橋市避難所運営マニュアル」に従って実施せよ！